

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県知事は児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。 具体的内容は、 ①新規の認定請求書を受理し、認定 ②手当額が改定になった場合の改定処理 ③手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じた場合の処理 ④一部支給停止適用除外事由届出に係る処理 ⑤現況届に係る処理 ⑥受給者の各種情報変更に係る処理 ⑦証書再交付の申請及び証書亡失の届出に係る処理
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当の支給に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項、番号法別表56の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、20の項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3283 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3283
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	香川県健康福祉部子育て支援課	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課		
令和4年7月19日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 吉田 典子	子ども家庭課長 玉井 秀紀		
令和4年7月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	香川県健康福祉部子育て支援課 児童家庭グループ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ		
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 増本一浩	子ども家庭課長	事後	様式変更による
平成31年3月8日	IVリスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和3年9月1日	特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 児童家庭グループ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月10日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月10日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年7月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年7月6日時点	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和4年7月6日時点	事後	評価書の見直しによる
令和5年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年7月6日時点	令和5年5月25日時点	事後	評価書の見直しによる
令和5年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年7月6日時点	令和5年5月25日時点	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年5月25日時点	令和6年9月3日時点	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年5月25日時点	令和6年9月3日時点	事後	評価書の見直しによる
令和7年9月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当受給資格者台帳ファイル	児童扶養手当の支給に関するファイル	事後	
令和7年9月5日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表56の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年9月5日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の57の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第31条 (別表第二における情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 2. 別表第二省令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、20の項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年9月5日	I 関連情報 5. ①部署	健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	事後	
令和7年9月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年9月3日時点	令和7年8月31日時点	事後	
令和7年9月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年9月3日時点	令和7年8月31日時点	事後	
令和7年9月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	IV リスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	Ⅳ リスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による